京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程を公布する。

令和5年3月31日

京都市公営企業管理者
上下水道局長 吉川 雅則

京都市上下水道局管理規程第31号

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程

京都市上下水道局職員勤務規程の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「を除く。」の右に「以下「常勤職員」という。」を加え、「地方公務員法第28条の5第1項に規定する短時間勤務の職を占める」を「京都市職員の定年等に関する条例第12条の規定により採用された」に、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第3条各号列記以外の部分、第4条ただし書き及び第8条第3項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第8条第4項前段中「同項第2号」を「同項」に改め、同項後段中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第12条第1項及び第2項中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改め、同条第3項中「(再任用短時間勤務職員以外の職員をいう。以下同じ。)」を削り、「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第15条、第19条及び第21条の2第1項各号列記以外の部分中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第22条の3第2項中「3年」を「5年」に改める。

別表第2中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則

(施行期日)

1 この規程は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用短時間勤務職員(地方公務員法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備等に関する条例(令和4年12月23日京都市条例第25号)附則第9条第1項又は第2項の規定により採用された職員をいう。)は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、この規程による改正後の京都市上下水道局職員勤務規程(以下「改正後の

規程」という。)第2条第1項、第3条、第4条、第8条第3項及び第4項、第12条、 第15条、第19条並びに第21条の2第1項の規定を適用する。

3 この規程による改正前の京都市上下水道局職員勤務規程第22条の3第1項の規定により介護時間の承認を受けた職員であって、この規程の施行の日において同条第2項に規定する連続する3年の期間を経過していないものの当該介護時間に関する改正後の規程第22条の3第2項の規定の適用については、同項中「連続する5年」とあるのは、「京都市上下水道局職員勤務規程の一部を改正する規程(令和5年3月31日京都市上下水道局管理規程第31号)による改正前の京都市上下水道局職員勤務規程第22条の3第1項の規定により介護時間を受けた最初の日から起算して5年」とする。

(上下水道局総務部職員課)